

三 監 第 78 号
令和4年11月14日

請求人 様

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 梶 澤 綾 子

三条市監査委員 佐 藤 和 雄

住民監査請求について（通知）

令和4年10月18日に提出された住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、次の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、同条に定める監査は実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、令和元年度において三条市と株式会社ワンテーブル（以下「受託会社」という。）との間で締結した中国本土向けヘルスツーリズム等業務委託契約（以下「委託契約」という。）に関し、受託会社の債務不履行及び不法行為を原因とした損害賠償請求権を三条市が有するにもかかわらず、これを行使しないことが法第242条第1項に規定する財産の管理を怠る事実に該当すると主張し、必要な措置を講ずることを求めている。

また、請求人は、怠る事実に係る請求については法第242条第2項の適用はない（昭和53年6月23日最高裁判決同旨）とされていることから、本件請求については同項に規定する期間制限が適用されない旨主張している。

まず、受託会社の債務不履行に関する主張については、財産の管理を怠る事実として構成されているものの、当該主張の前提となる損害賠償請求権が確定しておらず、これを監査するためには当該損害賠償請求権の原因となる公金の支出、契約の履行等について検討しなけ

ればならないが、係る財務会計上の行為は委託契約の業務完了日である令和2年3月31日までに全て終了しており、法第242条第2項に規定する請求期間を経過している。

このように、財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使を怠る事実として構成することにより法第242条第2項に規定する請求期間の制限を受けずに当該行為の違法是正等の措置を請求し得るものとするれば、法が同項の規定により監査請求に期間制限を設けた趣旨が没却されるものといわざるを得ない（昭和62年2月20日最高裁判決同旨）。

したがって、本件請求のうち受託会社の債務不履行に関する主張については、法第242条第2項に規定する期間制限を受けるとするのが相当であり、当該期間を経過していることから同条に規定する住民監査請求として不適法である。

次に、受託会社の不法行為に関する主張については、本件請求における要件審査の過程で確認したところによれば、中国本土向けヘルスツーリズム等業務委託契約書（変更契約書を含む。）、同仕様書（変更契約書に係るものを含む。）、同見積書及び同実施報告書の内容を総合的に勘案するに、三条市が受託会社に委託している業務の内容は、ツアー開発及びツアー実施計画の策定、インフルエンサーを活用した情報発信、中国旅行会社及びメディア会社のVIP招請、中国現地でのインバウンドプロモーションの実施、キャッシュレス決済システムの設置による観光客の受入体制整備の検討、受入施設等パンフレットの中国語翻訳業務並びに参加者ヒアリング及びアンケート調査であり、旅行業法における登録を要する業務は含まれていないことから、請求人が主張する旅行業法違反の事実を認めることはできず、したがって不法行為には該当しない。

よって、本件請求のうち受託会社の不法行為に関する主張については、財産の管理を怠る事実があると認めることができず、法第242条に規定する住民監査請求として不適法である。

以上より、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求として不適法である。